

## 経済文教常任委員会記録

令和4年12月12日（月）於 防災会議室

開会 午前10時00分

散会 午後0時00分

### ○出席委員（5名）

5番 坂本 崇 委員      8番 石山 敬 委員      10番 千葉 浩規 委員  
12番 外崎 勝康 委員      16番 今泉 昌一 委員

### ○欠席委員（1名）

7番 福士 文敏 委員

### ○出席理事者（7名）

観光部長	神 雅 昭	文化振興課長	佐藤 孝子
文化振興課長補佐	鶴 卷 秀 樹	中央公民館長	中川 元 伸
文化振興課市民会館長	川 村 快 之	教育部長	成田 正 彦
教育総務課長	菅 野 洋		

### ○出席事務局職員（2名）

次長補佐 高屋 憲 書記 外崎 容 史

---

【午前10時00分 開会】

○委員長（今泉昌一委員） これより、経済文教常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は5名で、定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。

本定例会において、経済文教常任委員会に付託されました案件は議案3件であります。

念のため質疑方法について申し上げます。議会運営申し合わせ事項により、質疑方法は一括方式とし、質疑回数は1議案につき3回までとなっておりますので御協力をお願いいたします。

---

### 議案第130号 指定管理者の指定について（弘前市立中央公民館等）

○委員長（今泉昌一委員） まず、議案第130号指定管理者の指定についてを審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。観光部長。

○観光部長（神 雅昭） 議案第130号は、弘前市立中央公民館、弘前文化会館、弘前文化センター駐車場の指定管理者として、アップルウェーブ株式会社を指定しようとするものであります。

本施設は、弘前市指定管理者選定等審議会において選定方法などを審議いただき、公募によ

り7月に募集開始し、2団体より応募がありました。提案内容に関するヒアリングを実施し、10月の観光部小委員会におきまして評価採点し、候補者案を選定いたしました。さらに、指定管理者選定等審議会において審査した結果、当該団体の提案内容は優れており、総合評価点が高かったことから、指定管理者候補者として選定したものであります。

指定の期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間であります。

以上をもちまして議案の概要説明を終わりますが、引き続き配付資料2枚目について文化振興課長補佐から説明させます。

○文化振興課長補佐（鶴巻秀樹） 資料の2枚目を御覧ください。こちらが選定結果の一覧表でありまして、今回、特に評価のポイントとなった部分を御説明いたします。

選定結果一覧で2者の配点を比較すると、アップルウェーブ株式会社はもう1者A団体を全ての項目で上回っており、特に、(1)の管理運営方針等の総合的事項、(3)の施設の設置目的を効果的に達成できること、(5)施設の管理運営を適正かつ確実に実行する能力を有していることにおいて大きな差が出ております。

100点満点換算でアップルウェーブ株式会社が82.2点、A団体が31.8点と、2者に50点以上の差がつく結果となりました。

アップルウェーブ株式会社の提案内容は、「施設の設置目的及び市が示した管理運営の方針との適合性」「平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果」「利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果」「施設の管理運営に係る経費の内容」「安定的な管理運営が可能となる人的能力」「類似施設の管理運営実績」などの項目におきまして、これまでの運営管理を踏襲するだけでなく、利用者サービスの向上に関する新たな取組について提案などもあり、優れていると評価されたものであります。

今回応募のあった2団体であります。候補者となったアップルウェーブ株式会社は弘前文化センターの前指定管理者であり、施設管理に関して豊富な経験と実績を有しております。一方、A団体は、公共施設等の指定管理実績はなく、指定管理の応募も初めてとのことであり、数多くの指定管理実績を有する団体と指定管理応募初挑戦の団体ということで、指定管理制度の理解度と実績・経験の差がそのまま評点の結果となったものと思われま。

説明は以上となります。

○委員長（今泉昌一委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

○10番（千葉浩規委員） まず、三つの施設の一つである弘前中央公民館なのですけれども、これまで岩木館の1室を間借りして仕事をしていただけですけれども、その間の活動、そして今度、いよいよ改修された文化センターに戻って仕事をするわけですが、その決意のほどをお答えください。

二つ目は、弘前市文化振興計画では、その計画の推進について、本市の文化芸術の振興を図るためには、市民、文化芸術団体、教育機関、文化施設、民間事業者などと行政が連携・協働しながら、本計画を推進していくことが重要としているわけですけれども、この文化会館等の三つの施設は、この弘前市文化振興計画の中でどのように位置づけられているのか、それに関連して、この配点の考え方について答弁をお願いします。

あとは、目標の数値についてどうなっているのか。

あと4点目として、駐車場の渋滞がちょっと気になります。行事が終わって、一斉に皆さんが帰るといことになるときに、結構スムーズに車が出ることができないといったことがあったので、駐車場の管理の状況はどうかという点について答弁をお願いします。

○中央公民館長（中川元伸） これまでの改修工事期間中の対応についてお答えします。

改修工事前は、中央公民館の事務室がある文化センター内の各部屋で各種講座などの事業を実施することができていたのですが、準備する備品や会場の設営、後始末にあまり時間を要することがありませんでしたが、各団体との会議や講座を実施する場合、ヒロロの市民文化交流館ホールや市民会館の会議室などの貸室を利用することから、その都度会場の準備の時間のほかに移動に要する時間もあり、また配付する資料やコロナ対策の消毒液やパソコンやプロジェクター、講座で使用する材料も全てを事業担当者のほかに応援職員数人で搬入し、その後始末もあることから岩木館の事務室に戻るわけにもいかず会場に待機することとなり、非常に効率が悪い状況でしたが、職員同士協力しながら取り組んできました。

4月からは新しい文化センターのほうに戻れますので、このたびの改修工事で、貸室の使用用途が限られていた視聴覚室を多目的研修室として、科学実習室を工作室として、プラネタリウム室を多目的活動室としてリニューアルすることで、公民館の社会教育事業の充実や市民の方などの貸室の選択肢が広がり、また設備の更新などにより安心安全な快適なセンターとなりましたので、公民館は学びの場であるとともに集いや交流の場であることから、これまで以上に誰もが気軽に立ち寄れる雰囲気醸成に努めながら事業を進めていきたいと思っております。

○文化振興課長（佐藤孝子） 令和3年9月に策定いたしました弘前市文化芸術振興計画におきましては、弘前文化センターは、市の生涯学習や文化活動の拠点として位置づけております。

今回の指定管理者の募集要項の目指す方向性におきまして、弘前公園に隣接していること、文化会館と中央公民館が併設されているという施設の特徴や、その多様で多目的な施設の機能を最大限に生かす必要を示しており、利用促進による地域文化の向上と中心市街地の活性化に寄与することを目指すこととしております。

選定基準及び配点の考え方につきましては、今回の募集要項における選定基準は弘前市文化芸術振興計画の策定に伴いまして、評価項目(3)④自主事業の企画内容及び期待される効果の評価の視点に、計画に掲げている各目標の達成が期待できる内容を含んでいるかを加えております。なお、評価項目及び配点につきましては、前回の募集時と変更はないものです。

次に、成果指標及び目標値についてであります。これらは指定管理者による管理運営を客観的に評価するものであります。中央公民館、文化会館それぞれの利用件数、利用者数、駐車場の利用台数という指標は、弘前文化センターの利用状況を端的に示すもので、かつ推移を見る上でも重要な指標であるため、従前と同様の指標としております。それらに加えて、今回は施設全体のサービス満足度を成果指標に追加設定し、アンケートにより利用者の意見や要望を吸い上げ、サービスの向上につなげることを期待するものです。

利用件数、利用者数などの目標値につきましては、まずは新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響以前に戻すことを目指し、平成28年から30年度の3か年の平均値を目標値として設定し、サービス満足度については、現在直営管理の市民会館の実績値を参考にしながら目標値を90%といたしました。

最後に、駐車場の渋滞に関するこれまでの管理状況についてであります。弘前文化センター駐車場は、弘前公園に隣接した立地条件に加えまして、時間単位の料金設定であり利便性が高いことから、特に弘前さくらまつり期間中において数多くの方々に御利用いただいております。しかしながら、収容台数約100台と大規模駐車場ではないこともありまして、駐車場に入場しようとする車両により元寺町側で渋滞が発生するポイントとなっております。

これまでの指定管理におきましても、さくらまつり期間中及び混雑時、文化センターの利用

者が多い混雑時には、駐車場管理に係る整理員を増員し対策に努めたところではありますが、渋滞の解消には至らなかったものであります。

○10番（千葉浩規委員） もう1者と点数の差が結構ついたわけですが、今回、アップルウェーブ以外にさらに1者がチャレンジしたということについて、担当課としての評価をお答えください。

もう一つは、この渋滞なのですから、解消のための新たな対策とか、そういう点では提案とかはあるのでしょうか、答弁をお願いします。

○文化振興課長（佐藤孝子） 指定管理者の申請に伴い提出する事業計画書の具体的な手法や提案の記載が必要とされる各項目におきまして、アップルウェーブ株式会社は、前の管理経験を踏まえた適正な管理運営や利用者サービスの向上についての具体的な提案であったことに対し、A団体は手法や提案内容が乏しかったことが大きな差となったものと考えております。また、指定管理者選定等審議会及び観光部小委員会におきまして、公共施設の指定管理に初応募したA団体の挑戦を評価する声がありました。地元業者の育成の観点から、評価結果だけではなく、差がついたポイントなどを伝えてはどうかとの意見もあったことから、文化振興課よりA団体へ、通常の評価結果に加え、市が求めた提案内容や評価内容などをお伝えしたところであります。

続きまして、駐車場の渋滞解消対策であります。今回の指定管理者募集要項におきまして、混雑が予想される日には職員を配置させ、さらにさくらまつり期間中には、元寺町側が県道であることから、交通誘導警備業務の検定資格を保有している入り口整理員を増員するなど、入場待ち車両の解消と場内誘導、場内整理を行うよう明記しております。それらに加えまして、アップルウェーブ株式会社は、混雑が予想される場合に効果的な誘導體制が取れるよう、再委託の警備事業所と協議・連携するとの事業計画であり、自社のラジオ放送局において駐車場の混雑状況を放送するなどして空き駐車場への案内に努めるとの提案もあったところであります。

○12番（外崎勝康委員） 私のほうから2点質問いたします。

今回、中央公民館、文化会館等をリニューアルということで、新たな指定管理ということでやったと思うのですが、そこで、それに伴う指定管理の内容、今回リニューアルに伴って様々な指定管理の内容が変わってきたと思うのですよね、人員配置であるとか、人員数であるとか、そういった内容を。それから、それによって、やっぱり管理料の違いとかというのいろいろ出てくると思うのですが、その辺の内容を少し丁寧にお話しただければなと思っております。

それから二つ目としては、今、駐車場のお話がありました。私も以前から駐車場の話はさせていただいて、御答弁いただいていたけれども、要は、やっぱりあそこの文化会館は、特に大ホールを使用したときに、やはり車が入り切れなくて、結局来て帰ってしまう人も結構いたりして、いろいろな催物をやっても。ですから、やっぱりその駐車場の台数が、狭いということもあって、以前、周辺との連携等というお話もしていたと思うのです。その連携等に関してどのような対応をしてきたのか、前から言っていますから。具体的に何をやってきたのか、将来的にどうやっていくのかといったところを。やはり駐車場をしっかりと、そういう連携とかそういう情報をちゃんと与えることによって、利用者が安心して利用できるということがあると思いますので、この2点に関して御答弁をお願いしたいと思います。

○文化振興課長補佐（鶴巻秀樹） 文化会館のリニューアルに当たりまして、長寿命化改修工事により変更された施設等々についてですが、会議室、研修などに利用できる部屋が2室増加し

まして、これまで1階のみだった多機能トイレを各階に設置する、託児室の一部を改修し授乳室を新設するというような変更を行っております。また、これまでプラネタリウム室だったところは多目的活動室という名称に変更しております。また、会議室の名称等に統一感がなかったことから、正面入り口に近いほうから第1、第2と会議室の名称を振り直すなど利用者に分かりやすいというように利便性の向上を行っております。また、空気調和設備を冷温水発生装置からヒートポンプチラーに変更するなど設備の更新も行ったところでございます。

それに伴いまして、指定管理料は前よりも若干増えておりますけれども、人件費等々も積算し直して、市として積算したものです。それに対しまして、アップルウェーブ株式会社は、その市の基準額よりもやや少ない形での提案となったものでございます。

続きまして、駐車場の件でございます。催事を行ったときに、駐車場の車両が入り切れないということで、周辺等との連携ということでございますが、先ほど文化振興課長からも伝えましたとおり、アップルウェーブ株式会社の提案には、もっと駐車場の管理の事業者と連携・協働するという、あと自社のFM放送局で空いている駐車場を案内する、混雑状況を案内するというような提案もありました。

今回、アップルウェーブとA団体からの応募がありましたけれども、そのヒアリングの際にもこの渋滞解消について確認をしたところであります。今申し上げました自社のFM放送による案内のほか、周囲の駐車場との連携というような声は聞かれなかったものですので、これからアップルウェーブに指定管理になった際には、担当課の文化振興課から周囲の駐車場との連携等々をどのようにするのかということをお伝えしながら、モニタリングしながら管理をしていきたいと、管理をお願いしたいというふうに考えております。

○12番（外崎勝康委員） 人件費等をちょっとアップしていくというお話なのですが、具体的にどのくらいの人件費に対して今回どのくらい増えて、どのくらいアップしていくというふうに市としては換算していったのかというのと。

それから駐車場に関しては、確かにそういう提案とかがあるというのですけれども、もうちょっと具体的に、あそこは今何台まで駐車できていて、例えば連携することによって、もう100台はプラスしていきたい、150台はプラスしていきたいとか、そういったもうちょっと具体的な数字をお知らせいただければと思います。

○文化振興課長補佐（鶴巻秀樹） 人件費につきましては、アップルウェーブ株式会社からは2.5%の増加を予定しているというようなことでありました。市の積算については、人件費は全体としてはそれほど大きくアップはしていない状況でございましたが、事業者——アップルウェーブ株式会社は、給与改定を見込みながら指定管理料を積算したものであるということで提案いただいております。

また周辺の駐車場のほうとの連携ということで、今100台とか50台とかというような形で、大きくするようなイメージでありましたでしょうか……（「もう1回言いますか」と呼ぶ者あり）申し訳ございません。

○12番（外崎勝康委員） 要は、今あそこに200台をとめるとしますよね、今あそこに。何台かちょっと数字は分からないですけども。さらにプラスアルファ、連携することによって50台とか100台は確保できるような体制に持っていきたいとか、そういう具体的な数字を知りたいのです。

そういった提案でなければ、ただ連携してやると言っていて、実際にいざ使おうと思ったら、とめられなかったら何も意味がないので、その辺、もうちょっと具体的な、こういう場合はこう

いうふうにしていくと、例えば大ホールでこれを使うのであれば、そのときはここと契約を結んでプラス50台くらいは確保できるようにしていきたいとか、その辺は日頃からの連携だと思うので、それは早めに。

ある意味ではその行事が分かっている、例えば一番いいのが、学習センターとかを使うときは、あそこで足りなければ隣の学校を、我々も話をしてお借りしてとめることがあります。そういうふうにして、そのときの規模によってそういうのを借りてやったりします。だからそういう具体的なものがなければ、やはり利用者は安心して利用できないと思うのです。そこを明確にするのが、私は前から話をしているし、それをやらなければ、言葉だけでは何も改善できないです。具体的なものをちゃんと示していただきたいということを今お話ししています。

○文化振興課長補佐（鶴巻秀樹） 申し訳ございません。

50台ですとか100台ですとか、その催事に合わせてさらに大きくということでございますけれども、もともとあそこの駐車場自体は100台程度の駐車場でございますので、やはり大きな催事をするとう混雑するというのもございます。

アップルウェーブ株式会社からの事業の提案書の中で、どのような混雑対応というようなことで提案を求めたところでございますが、周辺の駐車場との連携という意味では、きちんと具体的な提案はなかったものであります。ただ担当課としても、委員から頂いている周辺駐車場との連携につきましては懸念しているところですので、事業者と協議しながら連携するよう指導していきたいと思っております。

○12番（外崎勝康委員） 人件費に関して、具体的にという何もない具体性がなくて、何人ぐらいの体制で、前回何人に対して今回何人かという具体的なものをちゃんとお話ししていただければ困ります。

それから今、そういう事業、ある意味では今回アップルウェーブにいろいろお願いしているということなのですが、もっともっとやっぱり市として主体的に動く必要があると思うのですよ、ただ任せ切りではなくて。委員会でこれだけいろいろ話が出ているのだから、それはやっぱり市の職員ももっと汗をかいて、一緒になってやっぱり探すとか声をかけていくとか。

具体的に聞きますよ。具体的に市として周りの駐車場の皆さんと話したことはあるのですか、市として。そこなのですよ。それがちゃんとあるのかどうか。そういう姿勢がなくて、ただ指定管理だからと投げても、それは駄目だと思いますよ。やっぱり主体は市なのだから。市としてやっぱり主体性を持って、その上でアップルウェーブとも話をしていくといった姿勢がなければ、市民の様々な課題というのは何も解決できないと思うのです。その市民の声に対して寄り添うのは、やっぱり一番の責任は市だと思うので、その辺をもう一度、駐車場に関して今のことを含めてきちんと御回答ください。

○観光部長（神 雅昭） 前回の条例改正のときにも外崎委員のほうからこの駐車場の連携についての御提案がございました。その後、リニューアルということで、ずっと実際に駐車場も使えなかった状況ではあったのですけれども。

この近くの駐車場は、主に無人で機械警備になってございます。そういうのでどういうふうにして連携を図ればいいのかというのは、今まで市の内部でも検討はしてきたものなのですけれども、前回の指定管理者がアップルウェーブで、今回もアップルウェーブが候補者になってございますけれども、やはり機械警備のところというのは、リアルタイムにその会社のほうからデータが上がってくるとかというのは困難なところでもありますので、やはりそこはアップルウェーブのノウハウを生かして、よくさくらまつりのときにどこが渋滞しているとかいろいろ

ろなところにアップルウェーブの車が配置されて止まっているのを見かけるのですけれども、そういうのも踏まえて、選定候補を決定した際には、アップルウェーブとその辺の話をして、近くの機械警備の駐車場の状況だとかを見て、例えばそこには今まだ10台入れますよとか、こっちはもうまだ20台入れますよとかそういうので、連携というよりもアップルウェーブのほうである程度の空き台数を1時間ごとにちょっとその辺をリアルタイムで集計して調べていっていきけるような協議をしていきたいと思っております。

○文化振興課長補佐（鶴巻秀樹） 文化センターの管理体制、人件費の件ですけれども、市が示した基準については、総括する館長1名と一般職員5名の6名を配置、プラス舞台機器操作業務者としての4名を配置、そして駐車場管理の整理員としての臨時職員を配置するというような形で積算したものでございます。

アップルウェーブからの提案については、その市が示した基準と同じような形の提案でありまして、先ほど申し上げましたとおり、館長1名のほか一般職員5名、計6名が基本的には文化会館等施設の管理、プラス舞台機器操作業務者としての4名、駐車場管理については臨時職員雇用というような形で臨時雇用というような形で連携して、再委託業務というような形で連携していくというふうな提案になってございました。

○12番（外崎勝康委員） 駐車場に関して、今、部長のほうからお話があった手法もあると思うのですが、やはり混むときはみんな混んでしまうので。

だから私が思っているのは、さっきもちょっとお話をしたけれども、学習センターのように、ある程度そういった確保できるエリアがあればなというふうに思っております。無人の駐車場にしても、規約によっては、その時間帯は例えば今回の文化会館の催しで使えるように、それを専用で使えるような形で契約するとか、そういうようないろいろなやり方はあると思うのですね。だからそれが、ちょっと人員配置とかが必要かもしれませんが、何かもうちょっと、その人員配置に関しては、例えばその利用者側が人員配置をすればいろいろな手法があると思うので、何かそこをもう一歩やったり、ただこっちだけではなくて利用者側にも協力してもらおうとか、そういった手法も、実際に市民会館でやる場合は、こっちは駐車場にちょっとつけてくれとかという話もあるので、あらゆる可能性というものをしっかり考えてそれを提案できるような形にできれば、駐車場問題というのはただこっちだけではなくて、やっぱり利用者としても責任を持っていける体制というのはあると思うのです。まさしく協働での管理というものもあると思うので、それも含めてぜひともお考えいただければと思います。

○委員長（今泉昌一委員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今泉昌一委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今泉昌一委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今泉昌一委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

[理事者一部入替え]

---

## 議案第131号 指定管理者の指定について（弘前市民会館）

---

○委員長（今泉昌一委員） 次に、議案第131号指定管理者の指定についてを審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。観光部長。

○観光部長（神 雅昭） 議案第131号は、弘前市民会館の指定管理者として、ひろさきトールツリーグループを指定しようとするものであります。

本施設は、公募により候補者を募集したものであります。応募がありました4団体について、弘前市指定管理者選定等審議会において審査した結果、当該団体が優れた提案をした団体として総合評価点が最も高かったことから、指定管理者候補者として選定したものであります。

当該団体の提案内容は、「施設の設置目的及び市が示した管理運営の方針との適合性」「弘前市文化芸術振興計画における各施策目標の達成に向けた具体的手法及び期待される効果」「市民会館ならではの特性・品格に着目した事業の展開による新たな利用者層の開拓及びリピーター増加を図るための具体的手法及び期待される効果」「自主事業の企画内容及び期待される効果」などの項目でほかの団体より優れており、それらの点を評価したものであります。

指定の期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間であります。

以上で議案の概要説明を終わりますが、引き続き配付資料について市民会館長から説明いたします。

○文化振興課市民会館長（川村快之） それでは、資料の2枚目のほうを御覧ください。こちらが選定結果の一覧表でございまして、今回特に評価のポイントとなった部分を御説明いたします。

まず1点目が、評価項目(3)の⑤自主事業の企画内容及び期待される効果であります。

今回、4団体から申請いただき、各団体それぞれで魅力的な提案を多数いただきました。中でも、ひろさきトールツリーグループにおきましては、今回の募集要項で市が示した「一流の文化芸術に触れる機会の提供」「弘前市文化芸術振興計画に絡めた提案」「市民会館ならではの特性・品格に着目した提案」、そして「それらを兼ね備えた自主事業の実施計画」が提案書の随所に見られました。

提案書では、弘前市文化芸術振興計画の内容をしっかりと分析したことが見てとれ、当該計画における課題を6項目にわたって抽出しており、自主事業をただ漠然と実施するのではなく、それら課題の解決を図るような内容を自主事業に結びつけるといった展開もあったところでございます。

続きまして、2点目が、評価項目(6)地域経済活性化への寄与であります。

こちらにも四つの申請団体から、地域経済活性化や市内人材の雇用など、それぞれの団体が効果が期待できる提案を多数いただいたところであります。

ひろさきトールツリーグループの提案は、市内人材の雇用にあつては、現在市民会館で働いている舞台、空調、警備、清掃の常駐スタッフはそのまま継続して再雇用したいと、提案書には現在の委託業者名がそのまま具体的に記載されており、現在働いている方が雇用の場を失うことのないよう配慮されておりました。また、事務員にあつても、現在6名のうち3名の会計



年度任用職員におきましては、可能であれば継続して働いてもらいたい、難しければ地元から優先して新規採用するとの提案でありました。

そして、指定管理者として指定いただいた際には、市内に事業所を設置して、地域との良好な関係を築く第一歩として弘前商工会議所にも入会したいといった具体的な提案もあったところでもあります。

これらの審査における小委員会委員の構成でございますが、今回は部内職員5名での審査でしたが、今回はそれに加えて、教育委員会から1名、そして、弘前市文化芸術振興計画を担う市の附属機関であります文化芸術推進審議会の委員1名を加えた計7名で組織し、幅広い視点から評価・審査を行いました。

以上のことから、全14項目を総合的に判断した結果、市民にこれまで以上の文化・芸術を提供でき、市民サービスのさらなる向上が期待できること、そして優れた企画提案・自主事業の実現によって生み出される飲食、観光、交通、宿泊といった市内経済への波及効果も期待できること、さらに職員・常駐スタッフの継続雇用など地域経済にも配慮され、市の理念である当市の文化芸術の振興がより図られると評価したところであり、総合評価点が最も高かったことに加え、評価に当たった小委員会委員7名とも順位が1位であったことから、ひろさきトールツリーグループを指定管理者候補者として選定したところでもあります。

説明は以上となります。

○委員長（今泉昌一委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

○10番（千葉浩規委員） まず、3点あります。

一つは、主な評価項目について、評価点の配分の考え方について経過も含めて答弁をお願いします。

二つ目は、成果指標についてですけれども、目標値、とりわけ弘前市文化振興計画に示された役割を發揮するという点では、どのような指標で評価するのか。

三つ目は、ひろさきトールツリーグループのケイミックスパブリックビジネスの実績、あとは自主事業ということですが、その企画の回数などの答弁をお願いします。

○文化振興課長（佐藤孝子） 初めに、弘前市文化芸術振興計画を踏まえた評価基準の主な項目と配分についてであります。

今回の募集に当たりましては、令和3年9月に策定した弘前市文化芸術振興計画を反映し、市民会館の目指す方向性及び特に要請する事項について、前回の2項目から5項目に拡充し、より明確で、かつ詳細な内容に改めました。

具体的には、1、一流の文化芸術に触れる機会の提案。2、様々な情報を提供する発信拠点としての機能を図る提案。3、後継者育成につなげる魅力的なイベントの提案。4、市民会館ならではの特性・品格に着目した事業の展開により、新たな利用者層の開拓とリピーターの増加につながる提案。5、施設利用促進への付加価値の創出につながる提案の5項目を要項に盛り込みました。

これに伴いまして、提案内容を評価する選定基準においても、市民会館の役割や期待される内容を洗い出した上で詳細な項目立てを行い、さらに、地域経済活性化への寄与を新設するなど評価の視点をより明確かつ詳細に定め、14項目に拡充しました。

それぞれの配点につきましては、市が示した管理運営の方針との適合性やサービスの向上を図るための提案、また地域経済に係る項目の新設や、自主事業にあっては従来からの企画内容自体の評価に加えて、市内経済波及効果を生み出す内容を含めたことなど、各項目で求める視

点を総合的に判断して配分したところであります。

次に、成果指標とその目標値についてです。

一つ目は、年間利用件数、来館者数であります。この成果指標は従来から設定しているもので、新たな利用者の開拓とリピーターの増加を評価するものとして設定いたしました。年間利用件数の目標値は前回の205件をベースに、計画策定による件数の増を期待しつつコロナの影響を考慮した上で、前回の一桁台を繰り上げて210件としました。年間来館者数は、指定管理期間過去5年間の催事1件当たりの平均人数である約500人を引用し、210件を乗じて10万5000人といたしました。

二つ目も従来と同様にアンケート満足度を設定しております。これは、市民、利用者の意見や要望が目に見える形で分かり、今後の目標値の設定基準や根拠となるものとして設定いたしました。目標値は満足度によいと回答した来場者の割合を90%とし、現在直営においても実施しているアンケートの結果が90%以上となっていることから、この数値は保つよう設定いたしました。

三つ目に、弘前市文化芸術振興計画に係る内容を評価するものとして、今回新たに施設全体における自主事業実施件数、参加者数を設定いたしました。優れた企画提案の実現によってもたらされる当市の文化芸術の振興、文化芸術に携わる地域人材の育成、そして市内経済波及効果について、選定基準の自主事業の企画内容及び期待される効果に連動する形で、個々に求める自主事業を総合的に評価するものとして設定いたしました。

指定管理者選定等審議会においても、委員より、文化芸術の振興または地域経済活性化への寄与を評価する成果指標の追加を検討していただきたいと附帯意見があったところであります。その内容も反映させたものとなっております。

実施件数の目標値は、指定管理期間過去5年間の1年度当たりの件数6.4件を引用し、繰り上げて7件といたしました。参加者数は、指定管理期間過去5年間の1年度当たりの参加者数4,956人を引用し、こちらも繰り上げて5,000人といたしました。

次に、ひろさきツールズリーググループの代表団体である株式会社ケイミックスパブリックビジネスの実績についてでございます。

全国でホールを有する公立文化施設の管理運営を専門に行っている企業であり、現在48自治体71施設の管理運営を行っております。また、管理施設全体で様々なジャンルの自主事業を毎年600以上実施しており、本社にはこの企画・制作を行う文化事業企画室という専門部署が設けられております。

○文化振興課市民会館長（川村快之） 自主事業の本数でございますが、今回の提案では年間17本という提案がございました。

○10番（千葉浩規委員） 再質疑させていただきます。

1位と2位との間で、結構比較的点差が大きかったところ、(1)の6点、(3)の③が5点、あと同じく(3)の⑤が19点、(5)の①が5点、(6)は2位のところが上だったのですけれども6点、こういった比較的大きな差は出たところがあるのですが、このように評価点に差がついたということについてどのように考えているのかということが一つです。

もう一つは、ひろさきツールズリーググループでは、具体的に(3)の②、③、⑤、文化振興と市民連携ということだと思っておりますが、具体的にどのように進めようとしているのか。

三つ目は、同じくひろさきツールズリーググループでは、具体的にどのような指揮系統で仕事を地元の人材で実現しようとしているのか、(5)の①の人的能力について、館長の身分、職員

の研修体制等はどうなるのかということです。

四つ目は、(6)の地元団体の育成・技術継承に向けた好材料となる提案とあるのですが、その提案の内容はどのようなものだったのかということです。

五つ目は、自主事業について17回の企画ということだったのですが、この会社の東北地方での管理している箇所は1か所だったのですが、東北ということではまだ実績が少ないわけですが、このスケールメリットを発揮できるのかなというふうな疑問もあるのです。それで、この17回というのは必ずやるという意味なのかどうなのか、その辺の答弁をお願いします。

もう一つ、このケイミックスパブリックビジネスの文化施設の指定管理は全国で48自治体で71施設ということで、結構全国展開しているわけですが、このように文化施設の指定管理導入ということで、このように全国展開している事業者というのはほかにもあるのか、答弁をお願いします。

○文化振興課長（佐藤孝子） 初めに、1位と2位の団体の比較的大きな点数差になった評価についてであります。

今回4団体から申請をいただきまして、各団体それぞれ魅力的な提案を多数頂きました。ただいまの御質疑の各項目の点差について総じて言えることが、ひろさきトールツリーグループの提案では、今回の募集要項で市が示した「一流の文化芸術に触れる機会の提供」「弘前市文化芸術振興計画に絡めた提案」「ほかの文化施設にはない市民会館ならではの特性・品格に着目した提案」、そして「それらを兼ね備えた自主事業の実施計画」が提案書の随所に見られ、魅力的で実現性の高い事業が提案されており、自主事業を評価する項目(3)の⑤では、2位との差が19点と最も点数が開いた結果となっております。また、今回新たに設定した(6)の地域経済活性化への寄与については、評価の視点に市内団体の構成比率も加えたことから、総合得点では2位であった市内100%のC団体がこの項目では6点上回って1位となり、市内団体であるというメリットがしっかりと点数に現れたものと認識しております。

次に、候補者が評価項目(3)施設の設置目的を効果的に達成することができることの主な項目について、文化振興と市民連携をどのように進めようとしているのかについてであります。

弘前市文化芸術振興計画では、当市の文化芸術の振興を図る上で、市民、文化芸術団体、教育機関、文化施設、民間事業者などと行政が連携・協働しながら推進していくこととしており、今回の募集要項には、市民会館の目指す方向性にそれらをしっかりと位置づけました。このことを踏まえ、地元の文化芸術団体などを巻き込んだ後継者育成にもつなげる魅力的なイベントなどをどのように自主事業に結びつけ、市が目指す市民会館像を具現化していくか、民間の活力をもって連携・協働を兼ね備えた自主事業といったことも期待したところであります。

ひろさきトールツリーグループの提案では、弘前市文化芸術振興計画の内容をしっかりと分析したことが見てとれ、当該計画における課題を6項目にわたって抽出しておりました。そして、自主事業をただ漠然と実施するのではなく、それらの課題の解決や市民連携を図るような内容を自主事業に結びつけるといった展開もあり、高く評価されたところです。

次に、候補者の指揮系統や館長の身分、職員の研修体制についてであります。

提案書には、事務職員や舞台、空調、警備、清掃の常駐スタッフとも現在の職員を継続雇用することや、再委託も市内業者とし、現在の業者名が具体的に記載されておりました。その指揮系統におきましては、館長以下、総務課長、事業課長と2名の受付・接客担当を配置し、同グループの地元業者においては、警備、清掃を担当する提案となっております。業務を統括する館長においては、指定管理開始時の引継ぎや開設準備をスムーズかつ確実に遂行し、地元雇

用の職員に管理運営ノウハウを伝達していくため、本社における経験者を配置することとしております。また、職員の育成についても様々な研修を全8項目にわたって、内容や実施時期、回数を具体的に記載しており、全国展開するノウハウを生かして多様なスキルを身につけ、市民、利用者に良好なサービスを提供できるよう提案されておりました。

次に、候補者が考える(6)の地元団体の育成・技術継承に向けた好材料となる提案についてであります。

文化施設の運営に携わる地元団体の育成にあつては、催事に必要不可欠な舞台スタッフにおいても、現在市民会館で働いている委託業者をそのまま再委託する提案となっており、文化公演を進行管理する能力など、地元業者にもこれまでにはなかったノウハウの蓄積が期待できます。また、事務職員においても、現在働いている3名の会計年度任用職員はそのまま採用したいとのことであり、魅力的な事業を企画・運営する能力においても地元人材への蓄積が期待できます。地元文化団体の育成にあつては、弘前市文化芸術振興計画における課題を反映した各種自主事業によって活動の場や機会の創出が期待でき、今回提案のあった事業の中には、資金不足などで活動に悩む文化団体に対し無償で発表の場を提供し、参加者も無料で鑑賞させ、双方で幅広く支援するなど地域の文化芸術の振興を図る提案があったものです。

次に、候補者は自主事業を年間17回実施するとの提案だが、採算が取れるかについてであります。

年間17本と多くの自主事業を提案はしておりますが、全てが一流文化公演などの高額な経費がかかるものではなく、およそ半分は地元文化団体の活動を支援する事業や文化芸術に関わる子供たちの育成といった比較的少ない経費で実施できる内容であります。また、経費を必要とする事業においても、全国で事業展開を行っている強みを生かし、毎年600以上の実績数を踏まえ、それらのノウハウが十分備わっていると考えられます。自主事業の本数につきましては、現時点ではあくまでも提案の範囲であります。これまでの全国展開の実績やノウハウから実現性が高いと判断したところであります。

次に、候補者のように文化施設の指定管理を全国展開している事業者はどのくらいいるかについてであります。

類似の事業者の詳細な数は不明ですが、ホールを有する文化施設に特化した管理運営の専門企業といたしましては全国でも数少ないと思われま。

○10番(千葉浩規委員) 今回、4者が応募をしたわけですがけれども、次回以降、地元の事業者も含めて、複数以上の応募が本当にあるのかということが懸念されます。特に、自主事業の項目で点数が開いたわけですがけれども、全国展開している事業者を相手に地元事業者ではなかなか太刀打ちできないのではないのかなと思うわけです。しかも、全国展開して文化施設を指定管理している事業者は数少ないと。そうすると、いずれは今回候補とした、指定される今回の事業者に特化してきて、競争性が失われてしまうのではないのかというふうな心配もあります。また、全国展開している事業者のメリットを生かすということですがけれども、自主事業で質の高い文化芸術を呼び込むことについても、最初の5年間はいいかもかもしれませんが、10年、20年と回を重ねるごとに、いずれ全国どこでも同じような内容で企画が行われるというふうになるのではないのかというふうな心配もするところです。

そこで、こういった様々な心配もあるのですが、次回に向けて担当課としては、課題についてどのように考えているのか答弁をお願いします。

あと、文化振興計画を推し進める上での文化振興課としての役割について答弁をお願いします。

す。

○文化振興課長（佐藤孝子） 初めに、次回の応募者が今回のように複数あるのか、また次回の募集に向けて担当課として考えている課題についてであります。

今回候補者とならなかった3団体においてもそれぞれ魅力的な提案を多数いただきまして、合計点数から見ても決して引けを取るものではないと思っております。

今回の募集に当たっては、管理運営の達成度を評価するモニタリングにおいても改善を図っておりまして、従来からの施設管理面に重点を置いた評価項目に加え、提案事業の達成度などソフト面においても評価に加えることとしております。この結果は、市のホームページで広く公表されることから、地元団体がそれを目にすることで各団体の運営の刺激になるなど、5年後の再募集に際して地元団体からのさらなる魅力的な提案の弾みになり、多くの団体から応募が寄せられることを期待しております。

次に、弘前市文化芸術振興計画を推し進める上での文化振興課の役割についてであります。

弘前市文化芸術振興計画は「文化芸術のちからで時代を拓く人が育つまち弘前」を基本理念として昨年9月に策定いたしました。その中で見えてきた当市の文化芸術を取り巻く状況も、少子高齢化など様々な問題で変化し、そして新型コロナウイルス感染症感染拡大という問題に直面して、文化芸術は人々の暮らしに必要な不可欠なものであると改めて痛感したところでございます。

市民会館の募集要項にも示しましたが、今後の市の文化芸術の振興を図るためには、市民、文化芸術団体、教育機関、文化施設、民間事業者などと市が連携・協働しながら、文化芸術の機会の創出や活動の場の提供などの支援に取り組むこと、また情報発信を含む環境整備を推進することが重要と捉えており、計画推進に当たりましては、弘前市文化芸術推進審議会において各事業の進捗の確認、そして基本目標の成果や達成状況などを御審議いただきながら、市の役割をしっかりと果たしてまいります。そしてその核となる施設として位置づけました弘前市民会館にあっては、決して指定管理者に任せ切りにせず、導入後も市と指定管理者が連携して、職員も現場に足を運んで生の声を聞くなど各種事業展開をサポートして、市民にこれまで以上に質の高いサービスを提供し、当市並びに津軽圏域全体での文化芸術の拠点としての役割を果たしていけるようしっかりと運営してまいります。

○5番（坂本 崇委員） 私からは、弘前市民会館の特性の一つとして前川國男建築の建物であるということがあると思います。今回のこの評価の中で、前川國男建築の活用という点で多分提案があったのではないかと思いますのですが、今回候補となったトールツリーグループの前川國男建築活用の提案があれば、それをお聞きしたいのと。

また、可能であれば結構です。先ほど、今回4団体が申請されているいろいろなアイデアが詰まっていたというお話でしたが、可能であれば、ほかの今回残念ながら候補とならなかった団体のその前川國男建築に関する提案、可能であれば結構です、お聞かせいただければと思います。

○文化振興課市民会館長（川村快之） 前川建築に着目した事業提案ということでございますが、そちらに関しまして、今回4団体からいろいろ魅力的な提案をいただきました。

その候補者の提案では、タイトルが建築家前川國男の世界と題しまして、前川建築研究の第一人者とされている方を講師にお招きしまして、2日間で行われるワークショップの提案がございました。初日は、市民会館の特徴とか前川國男と弘前市との関わりみたいな内容での講演があって、2日目では実際に市民会館の見学、そして市内の前川建築を巡回するという内容

でございました。これは委員おっしゃったとおり、まさしく今回、募集要項で市が示した市民会館ならではの特徴に着目した事業であるとともに、市内を巡るということで街歩きとか観光といったことにもつながることが期待できると思っております。

全国的に注目を集める前川建築と、その講師が著名な方ということもあって、例えば遠方から参加者が来られると、2日間続きのイベントということもあって、今回市が重要視していません飲食、観光、それから宿泊といった市内経済にも効果が期待できる内容だなと評価したところでございます。

あと、他の3団体の提案なのですが、非常に魅力的なものがあって御紹介したいところなのですが、候補者以外の提案になりますと、どうしてもその開示に当たっての事前確認というのが必要になるので、ちょっとこの場でお話しすることができないことを御理解いただければと思います。

○5番(坂本 崇委員) 近年、前川國男さんが師事したル・コルビュジエの再評価があって、恐らく最近また、市内にはたくさん前川建築があるので、それを見に来る建築ファンとか観光客の方がいらっしゃるかと思うのですが、実際、これまで市のほうで管理運営してきた中で、そういうお客さんが増えているという実感と申しますか、認識みたいなものというのはありませんでしょうか。

○文化振興課市民会館長(川村快之) 前川建築は本当に全国的に注目を集めて、中でも——中でもというか、市民会館にも非常に見学の方が訪れます。市民会館ではそういった方が来ますと、コロナのことも考えて30分という枠ですけれども、ホールのほうを簡単に説明しながら御案内しています。直営になってからちょっとそういった見学者の統計も取ってみましたのですけれども、令和2年度から直営が開始されて、その令和2年度で137名の方がお越しくださいました。令和3年度は施設の休館等もありましたので、3か月ちょっと休館にもなりましたので86名という人数であったのですけれども、今年度、今まだ11月末現在の数値なのですけれども、それでも209名の方がお越しくださっております。

こういったことを、市で行っていたこういった事業は指定管理者にももちろん申し伝えますし、指定管理者のノウハウをもって、そういった方々へのよりよい対応とか、そういったことをこちらでも期待しますし、連携して進めていきたいと考えております。

○12番(外崎勝康委員) 大きく3点お聞きしたいと思います。

まず最初の質疑は、これは確認です。最初は確認であります。今回、7人の方がジャッジしたということなのですけれども、よくスポーツ競技等では公平なジャッジをするために、マックスとミニマムは削って、今回7人であれば、例えば5人の合計でジャッジするとかというのがよくスポーツ競技であると思うのです。それはやっぱり、感情的なものとかを排除するという意味があると思うのですが、その辺に関して、前回5人しか置かないで、今回7人にしてるので、何かそういった配慮もあったのかどうか、その辺を。これは確認なので、これが1点目です。

二つ目として、今回、モニタリングというのが、非常に私は大事だと思っております。今回も、募集要項の20ページの中にも、モニタリング等に関しては定期的に、または随時に点検・評価を行い、その結果を公表すると。そして、状況が改善されない場合は業務の停止や指定の取消しを行うことがあると。また、実施状況が適正でないとき、市は必要な指示を行うというようなことが、今ちょっとかいつまんでお話ししましたが。

そこで、具体的に質疑したいと思います。一つ目としては、モニタリングの時期と回数です

ね。毎年やっていくのか、それとも年に2回やっていくのかと。どういった時期にやっていくのかということですね。

そして、そのモニタリングについて、誰がどのように行うのか。どういうふうなモニタリングの方式を使うのか。そこには第三者委員会の設置とか、第三者が必ず入るのかどうか。やっぱり市職員だけでは分からないところもあるので、より専門性の高い人がきちんとモニタリングしていくのか。

三つ目として、その内容は全て、議会にも報告していただけるのか。今回のトールツリーグループの提案書も、要は開示しなければ駄目ですね。その提案書に基づいての全ての報告です。全ての報告をしていただけるのが三つ目です。

四つ目として、その結果に対しての罰則規定に関して、今回、取消しとかいろいろ書いていますが、いろいろな罰則規定があると思うのです。内容によっては次期の入札に入れないとか、あるいはペナルティーとしての何かをするとか、指定管理料を削るとか、いろいろな方法があると思うのですが、その辺の四つに関して、まずお聞きしたいと思います。

その次に、これは先日の石山議員の一般質問でもちょっとお話ししておりましたけれども、静岡県裾野市の市民文化センターでスプリンクラーの突然の作動で楽器等が水没したということで、かなりテレビでも大きなニュースになって、報道特集でも出たりして、本当にあってはならないことが今回あったということです。その指定管理をしているのが今回、皆様で決めましたケイミックスパブリックビジネスがこれの指定管理をしていたということが明確に出ています。

そこで、本当に大きな被害で、100点の楽器が水をかぶったりとか、市の所有する楽器や照明器具なども全部被害を受けて、1億5000万円ですか、この施設が約1,000名、文化センターだと1,200名、弘前市民会館が1,300名ちょっとですから、似たような規模だと思うのですが、施設がオープンしてから30年余り、このようなトラブルはないと。要は、これの一番疑問なのは、火災報知器と連動してなくて、スプリンクラーというのは、要は手動式なのですよ。手動式で、しかもレバーの前には鉄製の扉があるということで、誤作動するわけがないということで、そこで市としては、やはりこれは人為的な要因が十分考えられるということで警察とも相談しているというようなお話です。

ですから、今回、こういったことがあって、我が市にも関わるなんていうのは、ちょっとびっくりしたのですけれども、そういうところを今回、我が弘前市では指定管理としてやっぱり、まだ決定はしていませんが、それは今回、そういう方向では動いております。

そこで確認したいのが、要は、同じ20ページのところに、指定管理者の指定及び協定の締結というところにこのような表記があります。1として、指定管理者の指定というところで、議会の議決を得られないときや指定手続の過程で指定管理者に指定することが著しく不適当と認められる事情が起きたとき等の場合には、指定管理者の候補者を指定管理者に指定しないことがありますと、一つ。3のその他の中で、指定管理者が協定の締結までに次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、市は指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。その(2)の中に、著しく社会的な信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるときというようなことがあります。

ですから、今はまだ調査中ではありますが、物すごく不可思議な事情です。ですから、はっきり言ってしまえば、手動式でやるスプリンクラーからなぜ一気に水が出てしまったのかというのが非常に不可思議で、まずこれは指定管理者の日頃の管理体制というの問われていくので

はないかと思うのです。ですから、もしかするとこの指定管理者に重大な過失があった場合には、ここでいう指定管理者にふさわしくないと認められるときという場合も考えられると思うのです。否定できないと思うのです。

ですから、その場合、本市として協定の締結の取消し等になるのかどうか、明確にそれが出た場合ですね。取消し等となった場合は、その場合は2位の事業者との契約になると私は思うのですけれども、その辺はどういうものかというのをお聞きしたいと思います。

それから最後、もう一つお聞きしたいのが、これは9月24日に起きた、事故か事件が分かりませんが、発生しております。それで実際、今回、ヒアリングが21日なのですけれども、10月5日に小委員会の開催、10月27日には指定管理者選定等審議会を開催ということをやっております。そのときに、このことをきちんと話し合われたかどうか、情報提供したのかどうか、その辺をお聞きしたいと思っております。

ちょっと長くなりましたが、以上です。

○文化振興課市民会館長（川村快之） まず、審査の過程ですね。今回、7名に拡充しまして、その評価のつけ方ということでございますが、今、委員おっしゃったように、上と下を除いて中間を取るというやり方は、まさに2回目の審議会の中で委員のほうからもお話がありました。ただ、事務局のほうで、今はそういったやり方は全庁的にしてございませんで、そういった案もあるというお話は出たのですが、今は皆さんの全員の評点で行っていますので、今回もそれで行ったところではございます。ただ、これは審議会でも出た話題で、指定管理事務の所管部署で、今回のそういったお話の下でちょっと検討していきたいというお話もありました。

ただ今回、我々、2名増やしたことによって7名なので、上と下を除くと5名分確保できるのでいいのですが、指定管理の今の規定でいくと5名という、原則、標準5名ということになっているので、それで上と下を除くと3名の部分しかないということで、そういったことも踏まえて、担当部署のほうでちょっといろいろ検討していきたいというお話があったところでございます。

そしてもう一つ、モニタリングの件ですね。今回、我々、このモニタリング、ソフト面も加えて拡充しました。その方法ですが、時期と回数ですね。今、回数が年に2回以上となっておりますので、2回というのはもちろん、モニタリングしていくことになります。時期ですが、2回なので、上半期、下半期という形で分けて、ちょっと月まで、詳細は今お答えできず申し訳ないのですが、そういった形で2回は必ずやっていくことになります。

誰がどのように行うのかということですが、職員のほうが現場に行って、モニタリングもフォーマットがあるのですけれども、それに今回、我々、このソフト面といったものを加えて、内容も拡充して充実させてやっていきますが、ただこれ、そういったソフト面も加えるというのが今回ちょっと初めてのこともありまして、その辺も指定管理事務の関係部署と協議しながら進めて、そういったものを整えて年に2回はやっていきたいと考えております。

それからもう一つ、専門性をはかる方もいるのかということなのですけれども、そこも今回ちょっと初めてやることなので、これも関係部署とも協議しながらやっていきたいと思えます。

いずれにしても、モニタリングするほうの、我々職員の資質というのもありますので、そこは市民会館の管理業務に従事したことのある人を、そちらの方を優先して、そういうモニタリングをやる方に配置して、あとその職員も全国公立文化協会というのに我々加盟しているのですが、そこでもいろいろ研修等がございませんで、そういったことに参加して、文化面での、



我々職員の資質も高めてモニタリングに臨みたいと思っております。

そして、報告でございますけれども、こちらホームページで公表しますので、その内容というのはもちろん報告していきたいと思っております。

そしてもう一つ、罰則規定……。

○委員長（今泉昌一委員） 議会に公表するののかという質疑もしたでしょう。館長、ホームページだけではなくて、議会に対しても報告するののかという質疑もあったので。

○観光部長（神 雅昭） それにつきましては、ホームページにアップすると同時に、これは今までどおり全議員のほうに同じものを、ペーパーなりタブレットなりに送信させていただきますのでよろしく願いいたします。

○委員長（今泉昌一委員） すみません、話の腰を折って。

○文化振興課市民会館長（川村快之） 罰則の、改善されない場合は業務の停止や指定の取消しを行うことがありますという、募集要項に書かれているところでございますけれども、こちらやはりモニタリング等で、それこそ重大な過失とかそういったことがあれば協議して進めていくことにはなると思うのですけれども、いずれにしてもそういうことはないように、我々も現場に足を運んで指定管理者に任せ切りにすることなく、協力して進めていきたいと思っております。実際に、こういった場合はこういった罰則があるのかというのは、ちょっと我々も認識不足で、ここで即答することができないのですが、そこはそういうことがないように、これからも我々は現場に足を運んで一緒にやっていきたいと思っております。

そして、スプリンクラーですね。こちらは我々ももちろんこの事故のことは認識しております。こちら、委員おっしゃるとおり、手動で起動するものであるにもかかわらず突如作動したということで、楽器の損失、それからけがをした方もいる、多額の被害ということで本当に大変な事故であったと我々も認識しております。その事故があった自治体によりまして、そうやって手動で動かすものですので、事故が起きた原因が設備不良のものなのか人為的なものなのかといったことで事故調査委員会を立ち上げて、警察にも被害届を出したという状況でございます。

弘前市民会館はその辺がどうなっているのかということの説明をさせていただきたいのですが、市民会館も消火方法はスプリンクラー方式ではなくて、消火栓設備を設置しております。ただ、一部分だけ、どんちょうの延焼の拡大を防ぐために、どんちょうの部分だけ一列に、同じ手動式のスプリンクラーが設置されております。そこだけです。これまでの消防設備の点検等でも異常は確認されておられません。

我々もこの事故を受けて、ちょっとホールの空き状況を確認しながら、少し遅くはなつたのですけれども、11月9日に職員と、それから舞台設備スタッフ、そして機械設備スタッフ、それから保守点検を行っています業者にちょっと来ていただきまして、4者で現場調査をしました。我々の構造でいきますと、手動の起動レバーが左右にありまして、誤って作動させないよう既存カバーがついているのですけれども、それに加えて、自主制作で大きいカバーを設置して強化してありまして、その部分を確認できるカメラも左右についております。

そこが、指定管理者に責任があるかどうかということなのですが、本当に、何というか、今回、想定を超えた事例であったので、管理者の瑕疵なのか、それとも施設自体の問題なのか、または市や指定管理者ではない第三者のものなのかといった原因究明、今事故があった自治体でもいろいろやっていますけれども、やはり様々な協議が必要になると想定しております。

我々の対応としては、まず保険に加入しておりますので、もしそういった事故が起きれば、その物損に係る賠償限度額というのが、1億円の保険に加入しております。このスプリングラーも該当するというのでございました。あと、今回の指定管理の募集においては、市と指定管理者とのリスク分担というのもちろんと定めているのですけれども、故意・過失または自主事業による管理上の瑕疵であれば指定管理者が負担することになっております。我々がもう一つ、今回の募集要項で義務づけたのが、自主事業を行う場合はそのリスクに対応するための保険に加入することを募集要項で義務づけております。

新聞報道では、催事が自主文化講演というふうになっていましたので、指定管理者の自主事業であったという感じで推察はされるのですけれども、いずれにしても、我々の今回の募集に関しては、このことと、それと市と指定管理者のリスク分担を定めておりますので、もしもこういった事故が発生すれば、これに基づいていろいろ協議していくことになります。

4者での現場調査も、保守点検業者、そのプロからのちょっとお話なのですけれども、やっぱりどうしても、何というか、逆に手動式なので、起動レバーを操作しなければ、まずこういうことはあり得ないという専門家の話でありました。今回の事故というのは、本当に我々の想定を超えた事例であるのですけれども、でも発生してしまったというのは事実と受け止めまして、そういった日頃の十分な設備管理、それからマニュアル等もしっかり整備して、こういった事故に備えたいと考えております。（「委員長、質疑に対して何も答えていないのだけれども、私の質疑に対して。ちゃんと答えてください、質疑に対して。関係ないことばかり言わないで、ちゃんと質疑の趣旨を捉えて答えてください」と呼ぶ者あり）

○委員長（今泉昌一委員） 外崎委員、もう1回、答えていない分だけ、簡潔に。

○12番（外崎勝康委員） 要は、わざわざこの募集要項を出して今質疑をしているのですよ。募集要項の何を質疑しているかという、協定を締結しないことがありますよ。そのときに、著しく社会的な信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるときということを行っているのですよ。ですから、今の弘前市民会館ではなくて、ケイミックスパブリックビジネスが今回の大きな事故に対して大きな過失があつて社会的信用を失った場合、市としてどういう対応をしていくのかと、取消しとなるのではないかと。取り消した場合は2位の事業者と締結になるのではないかと、そのことを今一番聞いていて。

あとは、10月5日と10月27日の小委員会と選定等審議会でちゃんとそのことを説明して議論されたのかと。大きくその二つを聞いたのですよ。それに対して何も、関係ないことばかり言っているの、聞いたことを答弁してください。

○文化振興課市民会館長（川村快之） 大変申し訳ございませんでした。まず、そういった事故が起きた場合……。

○観光部長（神 雅昭） 大変申し訳ございません。

まず、指定管理者選定等審議会のほうでは、その事故があつた自治体の事故状況については、一つも説明はしてございませんでした。また、この本当に大きな過失というか、故意というか、そういうものによって今の1位の候補者が罰則を受けるのかどうかというのにつきましては、市のほかの指定管理者の業務を担う部署と弘前市指定管理者選定等審議会と慎重に審議をして、どうしていくのか、さらに、もしそれでやっぱり取消しとなった場合、そのままスムーズに2位の団体のところに行くのか、そこを含めて慎重に協議していきたいと思っております。

すみません、あと先ほどの7人で評価しているジャッジのやつで、最高得点と最低点を削除してやったらどうかというので、先ほど川村館長が説明したとおりではあるのですけれども、

これ実際の審議会のほうでも、ちょっとそういう話をされたことで、私がちょっとシミュレーションをしてみました、実際にこの数値で。実際に今の生の数字でいくと、1位と2位の差が5.7ポイントの差があるのですけれども、7人のうちの最高点と最低点を削除してみました。そうすると、結果的には差は縮まるのですけれども、1位から4位までの順位は変わりございませんでした。

○12番（外崎勝康委員） なかなか答弁がはっきりしないですね。要はこの中に、協定を締結しないというふうに明確に書いているのですよ。著しく社会的信用を損なう等によりと明確に書いているのです。ですからその場合は、まだ確定していませんけれども、これは著しく社会的信用を失うということが確定してあれば、それは取消しになると思うのですよ。そうなった場合、どうなるのかというのは市で明確にしなければ駄目ではないですか。ここに書いているのですよ。自分たちでちゃんとこうやって募集要項に書いているのですから。書いていることに対して、それでは無責任ですよ。普通に一般的に考えれば、世間一般でも1位が駄目なら2位ですよ。オリンピックだって金が駄目だったら銀が上に上がって金になるでしょう。そんなの社会の通念ですよ、当たり前の話です。法的に言ったらそれは何ら問題はないと思います。そこをもう1回明確に話していただきたい。要は、そこは明確に決めてください、それ。それを言わなければ、この今日の質疑の意味が、やっぱり意味がなくなってしまうので、そこは明確に答弁してください。

それで今、部長のほうから7人、確かに私もそれは分かっていました。ただ、今回7人にしたという理由が、通常は5名なのですよ。5名なのであれば、7人にしたのであれば、5名でジャッジするというのが一般的ではないのかなというふうに私は思ったから、最初に確認しただけなのです。さっき川村館長のほうからも、本来は5名だけれどもという話があって、まさしくそのとおりですよ。そのとおりなのだから、7人であったら5人でジャッジすべきだというふうに思います。それでそこは聞きました。

それから、もう一つは、モニタリングに関しては、専門組織で協議するという話でしたが、これはやっぱり基本的にしっかり持つべきだと思うので、その持つ方向なのかどうか、それをきちんとお知らせください。

それから、罰則規定に関しては、今後協議したいというのがあるのですけれども、モニタリングして明確にやるのであれば、罰則規定をいつまでに作成するのか、そこまで言わなければ何のためのモニタリングか分からないではないですか。モニタリングの目的というのは、何のためにあるのかというのは、意味をなしていかないと。取消しを行うことがあると、そこまでここに、要は募集要項に対して書いてあるのですから。そこまで強い言葉を書いているのであれば、結果に対する罰則規定の作成というのはなければ駄目です、これは。それはきちんとやっぱりつくるべきであるし、それはきちんと我々に示されるべきであると思います。

それからもう一つ、議会に報告していただけるということなのですが、そのときに、例えば議会としてもっとこういうものが欲しいということで、全ての開示というのができるのかどうか、それを再度確認したいと思います。

○文化振興課市民会館長（川村快之） まず、指定の取消しの問題ですね。こちら募集要項に書かれているのですけれども、このとおりというか、そういった事例が発生した場合には指定しないことがありますということですので、それで、著しく社会的な信用を損なう場合には指定しないことがあるということですので、これもこの募集要項に照らし合わせて、もしもそういったことが発生してしまえば、そこは指定管理の管理部署とも、市全体で協議しな

がら、どうしても決めていかざるを得ないということでございます。

そして、モニタリングの……大変申し訳ございませんけれども、この持つというのは、回数を持つということでございますでしょうか……（「もう1回説明するか」と呼ぶ者あり）申し訳ございません。

○12番（外崎勝康委員） モニタリングに関しては、先ほど第三者委員会に関して、まず専門性を持っている人を入れていく協議をするという話なので、協議ではなくて、そういった専門性のある方を加える方向で、しっかり考えていくというふうにしてもらいたいということです。それをやるか・やらないかではなくて、やる方向できちんと協議していくというふうにしていただきたいというふうをお願いして、ぜひともそういう答弁をもらえればという意味です。第三者の専門性ということで。

○文化振興課市民会館長（川村快之） 今、委員がおっしゃるとおり、そこも十分にそういった方向性を持って、これから進めていきたいと思っております。今回7名にしたことも、そういった専門性も含めて、我々は広い視野でやりたいということで方向性を持ってやりましたので、こちらのモニタリングにおきましても、今、委員おっしゃるとおり、そういったことも含めて、重要視して考えていきたいと思っております。

以上です。（「モニタリングの結果を全て開示するのか」と呼ぶ者あり）

○委員長（今泉昌一委員） 全てを開示して、なおかつ、そういう議会からまたいろいろ意見が出たものは生かしていくのかどうかというふうなことですね。

○文化振興課市民会館長（川村快之）（続） モニタリングに関しても、そこも何といたしますか、今あるモニタリングの報告を、ホームページでも全部開示することになりますので、そこで周知を図って、そこから見えてくる課題をしっかり踏まえて……そのモニタリングで公表することがまず全てでございますので、各項目によって評価、モニタリングして、その結果はどうだったかというのが、それが全てになると思っておりますので、それを漏れなくちゃんと公表して、開示していきたいと思っております。

○12番（外崎勝康委員） もう1回、答弁漏れです。

要はその開示に関しては、全て開示は分かるのですが、理事者のほうで全て開示したと思っても、開示していない内容があったと我々が判断した場合、こういうのは開示されていないではないかといった場合も含めて全て開示なのかどうかということです。例えば、ひろさきツールツリーグループの提案書も全て開示してくれと、それがあってのモニタリングですから。それも開示できるのかということです。それが全てですよ。全ての情報ですよ、これもこれも全て。法的には全ての開示になります。

そしてもう一つ聞いたのは、さっき罰則規定に関して今後協議していきたいというお話があったのだけれども、これはやはりモニタリングしていくという意味ではきちんとやっぱり作成しなければモニタリングの意味がないではないかということで、罰則規定の作成というものをきちんとしていただけますかということです。それも、こういう場合は、例えばさっき例を挙げましたよね。例えば、こういう場合は次の入札にはここは加えられないとか、そういったところを実際決めている自治体があるので言っているのです。そこは、やるのであれば明確なそういった規定というものをしっかりやっつけていかないと駄目だと思うので、それを今聞きました。

それで、もう一つ漏れたのが、取消しになった場合に、やっぱりそうだったら2位の事業者が上がっていくと思うのですよね。だから、私の今回一番のお願いとしては、やっぱり指定管

理をやってもらいたいというのが一番大きいのです。やっぱり直営だと様々な問題があって、それで今、指定管理になっているのだから、それをまた直営に戻すようなことがあっては駄目だと思うのです。

だから、その場合どうしても、今こういった事故という、事故か事件か分からないですけれども、普通はあり得ないことが、弘前市が今関わっているのですよ。こういう重大な事故に関わっているということ認識しないと駄目です。認識した上で、可能性としては、今回のその会社が、ケイミックスパブリックビジネスが、もしかすると重大な、そういうようなリスク管理の部分で重大なそういうものを負った場合、社会的な信用を著しく失った場合、それはやはり今回から外さなければ駄目ですと、ですよね、そういった場合にこの2位のところを上げるのかどうか、そこが一番明確に知りたいところです、そこをお話してください。聞いたことを答えてくれればいいのですよ。

○文化振興課市民会館長（川村快之） まず、そのモニタリングの開示でございますけれども、モニタリングも結局、今回ソフト面、事業者が提案したことがちゃんと図られているかということは、事業者が提案したその内容もちゃんと開示するのかというところでございますけれども、そこはやはり開示のそういった、そこも全て開示できるかどうかはちょっと開示のほうの法令等もちょっと参考にしながら進めてまいりたいと思います。

そして、罰則の作成ということなのですが、我々も確かに、今回モニタリングのやり方は強化するというので進めてまいったのですけれども、そういった、ではどういった罰則を、これに対してはどういう罰則を設けるとか、そこまではまだ進めていないというのが実情でございますので、そこは早急に指定管理事務の管理部署からも意見を頂戴しながら、そういった罰則を今後定めていきたいと思っております。

そして、取消し、2位の、今回のそのケイミックスが関わっているということで、もしそういった重大な著しく社会的な信用を失った場合は、今回2位となったところが指定管理者になるのかということなのですが、こちら募集要項のほうに、今回指定管理候補者として選定された団体が適正でないと認められたときは、次の順位の者と協議を行う場合がありますということになっておりますので、明確に2位の団体にしますということではなくて、そういった場合は、いろいろな状況を鑑みて、次の順位の者と協議を行う場合がありますということです、ここに照らし合わせて進めていくことになると思います。

○12番（外崎勝康委員） 今、2位の者と協議する場合があるというその、もうちょっとやっぱりかみ砕いてお話ししていただきたいと思うのですよ。だから、2位の方と協議して、やっぱり大事なのは市民のために指定管理することですので、そこは。だから、協議する姿勢としては、その2位の方も指定管理したいということなので、そういう意味では何というか、あくまでも指定管理者として認めていく方向でやっていく上での協議という姿勢の協議であっていただきたいと思うのです。だから、そのことを、ただ文章だけではなくて、前向きな協議なのか、後ろ向きなのかということで、前向きな協議をしていきたいのだということ、ぜひともそこだけはお聞きしたいと思います。

○観光部長（神 雅昭） 今の外崎委員からのお話で2位との協議、これは前向きに協議していきます。

○委員長（今泉昌一委員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今泉昌一委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今泉昌一委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今泉昌一委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

〔理事者入替え〕

---

## 議案第145号 弘前市教育関係職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案

---

○委員長（今泉昌一委員） 最後に、議案第145号弘前市教育関係職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案を審査に供します。

本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。教育部長。

○教育部長（成田正彦） 議案第145号弘前市教育関係職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

本案は、青森県職員の給与改定に準じ、教育関係職員の給料月額を改定するため、所要の改正をしようとするものであります。

改正の内容であります。まず会計年度任用職員に対する改正後の給料表の適用について、当該職の任用期間が1会計年度ごとである任用の特性を踏まえ、翌年度から適用することとし、第26条第4項に規定しております。

次に、給料表について、次ページ以降の別表のとおり改正することとしております。給料表適用を受ける対象としては、教育委員会事務局の教育職員である教育委員会学校教育推進監、学校指導課長、教育センター所長、教育総務課総括主幹兼管理主事兼指導主事、学校指導課長補佐、指導主事、幼児ことばの指導員、会計年度任用職員の教育指導員、教育相談員及び幼児ことばの指導助手であり、今回の改正は、おおむね30歳代半ばまでの職員を対象として給料月額を、最大4,400円引上げを行うものとなります。

具体的には、高等学校から市に採用された職員が適用を受ける教育職給料表(1)においては、1級では1号給から55号給まで、2級では同じく7号給までが引上げ改定されますが、1級と2級のただいま申し上げました号給を上回る号給及び3級においては、改定はございません。また、小中学校から市に採用された職員が適用を受ける教育職給料表(2)においては、1級では1号給から83号給まで、2級では同じく67号給まで、3級では同じく23号給までが引上げ改定されますが、1級から3級のただいま申し上げました号給を上回る号給及び4級では改定はございません。今回の給料表の一部改定により、実際に教育職給料表の額の改定の影響を受ける職員は、給料表適用を受ける職員32名のうち12名となっております。

次に、附則であります。

別表の次、最後のページに附則がございますので御覧願います。

附則第1項では、この条例は公布の日から施行する旨を定め、附則第2項では、改正後の別表の規定は令和4年4月1日に遡って適用する旨を規定しております。

附則第3項では、既に支給された給与は改正後の規定による内払いとみなして、本条例の改正により発生する差額分を支給する旨を規定しております。

なお、附則第4項では、前項に定めるほか、必要な事項は教育委員会が定める旨を規定しております。

以上であります。

○委員長（今泉昌一委員） 本案に対し、御質疑ございませんか。

○10番（千葉浩規委員） 単純な話です。

提案理由で、青森県職員の給与改定に準じてというふうにあるわけですが、この青森県職員の給与改定とはどういう改定だったのか、答弁をお願いします。

○教育総務課長（菅野 洋） 青森県のほうでは、令和4年4月1日現在、一般職の職員（臨時とか非常勤職員を除く）は1万7587人いますが、このうち人事委員会の給与勧告の対象となるのは、公営企業職員及び現業職員を除いた1万6157人となります。

給与改定の内容は、先ほど説明したものと同じになっております。

○委員長（今泉昌一委員） ほかに御質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今泉昌一委員） 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。

本案に対し、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今泉昌一委員） 意見なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（今泉昌一委員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

以上をもって、本委員会に付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

よって、会議を閉じ、本委員会を散会いたします。

【午後0時00分 散会】